

中央会 機関誌

CROSSTALK

Vol. **78** 2021.2



船通山のカタクリ (奥出雲町・日南町)

古事記ではスサノオがその麓に降り立たとされる船通山 (標高1142m)。広い山頂では群生するカタクリの花が一面に広がり、眼下に広がる中国山地や、遠くには大山や三瓶山、島根半島の景色とともに楽しむことができる。

見頃は麓に咲くカタクリよりも1ヵ月程度遅く、4月中旬から5月初旬頃まで。

お問い合わせ：奥出雲町観光協会 TEL0854-54-2260

島根県中小企業団体中央会



島根県中央会HP

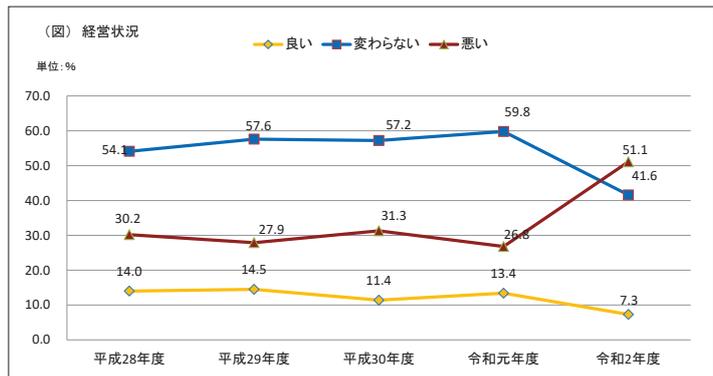
当会では、様々な業種の会員組合様（64組合様）にご協力いただき、毎年度、組合員中小企業者様の労働事情実態調査を行っております。ここで、令和2年度の県内中小企業 労働事情実態調査結果のダイジェスト版をお知らせします。

調査時点：令和2年7月1日
調査対象：県内中小企業600事業所
回答数：333事業所
回答率：55.5%

1. 経営状況について

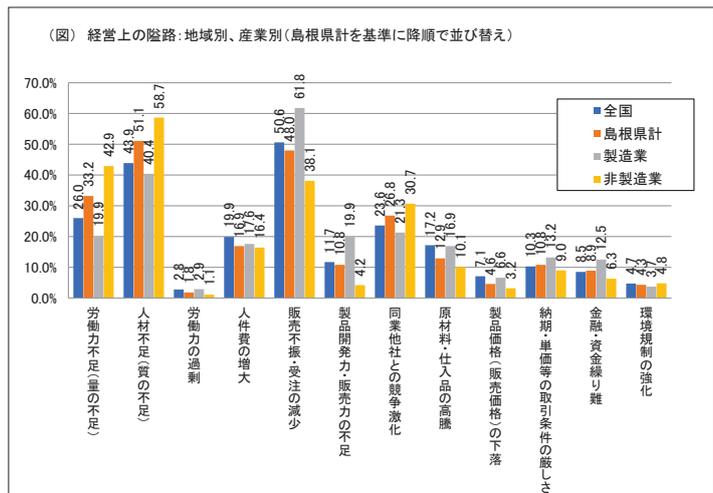
1-1. 現在の経営状況

経営状況については、直近5年間の推移の中で、「悪い」とする事業所の割合が大きく増加し、「良い」・「変わらない」とする事業所の割合の減少が見られる。



1-2. 経営上の障害

経営上の障害については、島根県計では「人材不足（質の不足）」を挙げる割合が最も高く、全国を7.2ポイント上回っている。島根県の製造業・非製造業の別では、製造業では「販売不振・受注の減少」が61.8%と最も割合が高く、非製造業では「人材不足（質の不足）」が58.7%と最も高い割合となっている。

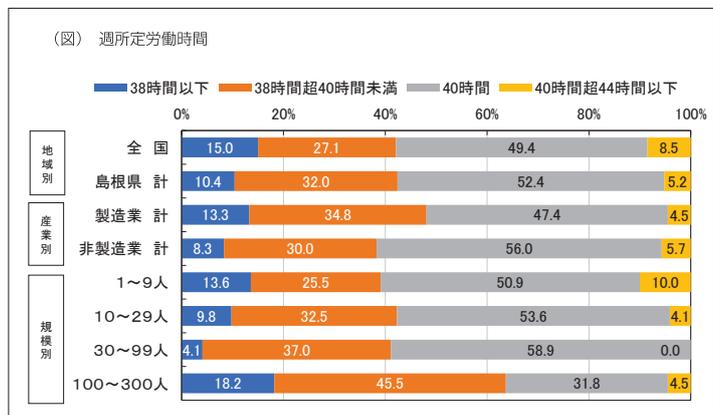


2. 従業員の労働時間について

従業員の週所定労働時間については、島根県計では「40時間」が最も割合が高く、「38時間超40時間未満」・「38時間以下」・「40時間超44時間以下」という順になっている。全国と比べると、島根県計では「40時間」で3.0ポイント、「38時間超40時間未満」で4.9ポイント高くなっており、「38時間以下」で4.6ポイント低くなっている。

島根県の製造業・非製造業では、最も高い割合の「40時間」は、非製造業が製造業より8.6ポイント高くなっている。

島根県の従業員規模別では、総じて規模が大きくなるほど週所定労働時間が短い傾向が見られる。

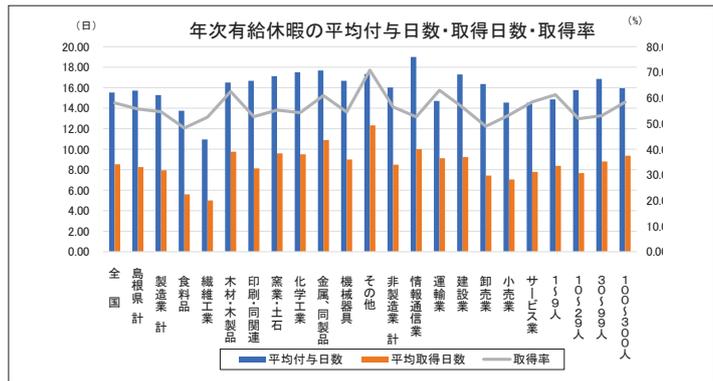


3. 従業員の年次有給休暇について

従業員1人当たりの年次有給休暇の平均取得率について、鳥根県計は55.69%であり全国の58.05%を2.36ポイント下回っている。鳥根県計の平均取得率55.69%は、昨年度の平均取得率47.49%を8.2ポイント上回っている。

鳥根県の製造業・非製造業では、平均取得率は非製造業が56.47%と、製造業の54.62%を1.85ポイント上回っている。

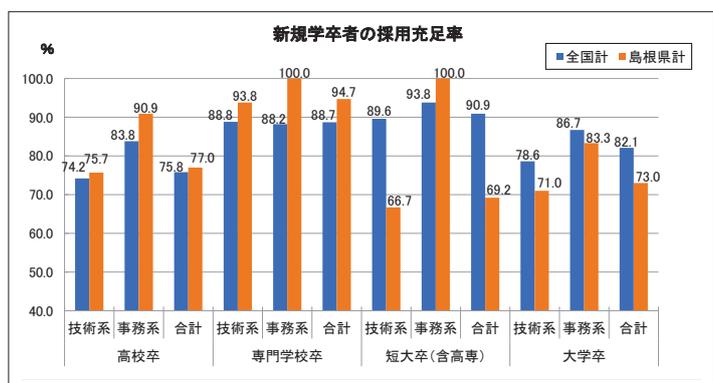
鳥根県の従業員規模別の平均取得率では、高い順に「1～9人」61.25%、「100～300人」58.34%、「30～99人」53.09%、「10～29人」51.89%という割合となっている。



4. 新規学卒者の採用状況について

新規学卒者の採用充足率（採用計画人数に占める採用実績人数の割合）を、高校卒・専門学校卒・短大卒（含む高専）・大学卒の4区分にて見ると、総じて、高校卒・専門学校卒では鳥根県計が全国より高い割合となっており、短大卒（含む高専）・大学卒では鳥根県計が全国より低い割合となっている。

また、鳥根県計にて技術系・事務系の区分にて新規学卒者の採用充足率を見ると、総じて、事務系が技術系より高い割合を示している。

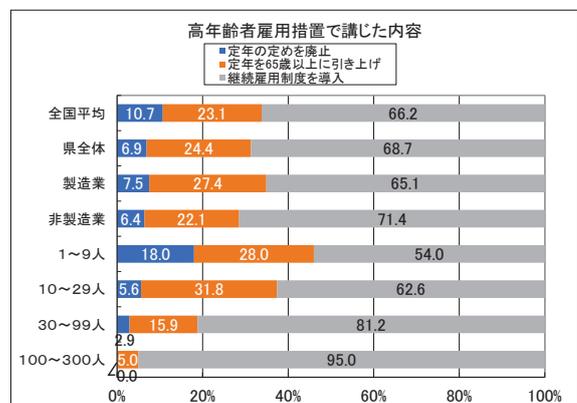


5. 高齢者の雇用について

5-1. 高齢者雇用措置で講じた内容

高齢者雇用措置で講じた内容について見ると、「再雇用など継続雇用制度を導入」が最も高い割合となっており、鳥根県計は全国より2.5ポイント高くなっている。

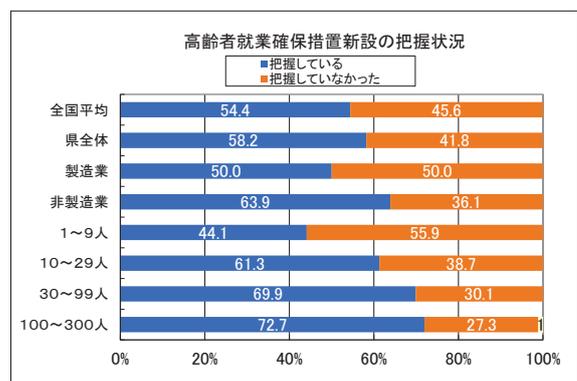
鳥根県の製造業・非製造業の別では、「再雇用など継続雇用制度を導入」の割合が、非製造業は製造業より6.3ポイント高くなっている。鳥根県の従業員規模別では、従業員規模が大きくなるほど「再雇用など継続雇用制度を導入」の割合が高くなっている。



5-2. 高齢者就業確保措置新設の把握状況

令和3年4月1日施行予定「改正高齢者等の雇用の安定等に関する法律」における、高齢者の70歳までの就業機会確保措置を講じる努力義務（高齢者就業確保措置）の新設の把握状況を見ると、「把握している」割合が「把握していなかった」割合を上回る中で、鳥根県計では16.4ポイント上回り、全国平均（8.8ポイントの上回り）よりも高い割合となっている。

鳥根県の製造業・非製造業の別では、非製造業が製造業より「把握している」割合が高くなっている。鳥根県の従業員規模別では、従業員規模が大きくなるほど「把握している」割合が高くなっている。



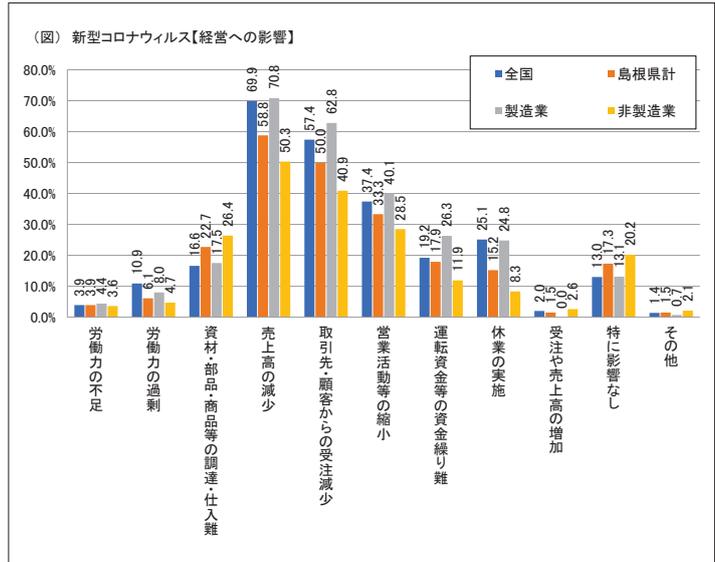
6. 新型コロナウイルス感染拡大の影響について

6-1. 経営への影響

新型コロナウイルス感染拡大の経営への影響について見ると、「売上高の減少」・「取引先・顧客からの受注減少」が特に高い割合となっている。島根県計は全国より、「売上高の減少」では11.1ポイント、「取引先・顧客からの受注減少」では7.4ポイント、それぞれ低い割合となっている。

島根県の製造業・非製造業の別では、製造業が非製造業より、「売上高の減少」では20.5ポイント、「取引先・顧客からの受注減少」では21.9ポイント、それぞれ高い割合となっている。

「資材・部品・商品等の調達・仕入難」では、島根県計が全国より6.1ポイント高い割合であり、島根県の製造業・非製造業では、非製造業が製造業より8.9ポイント高くなっている。

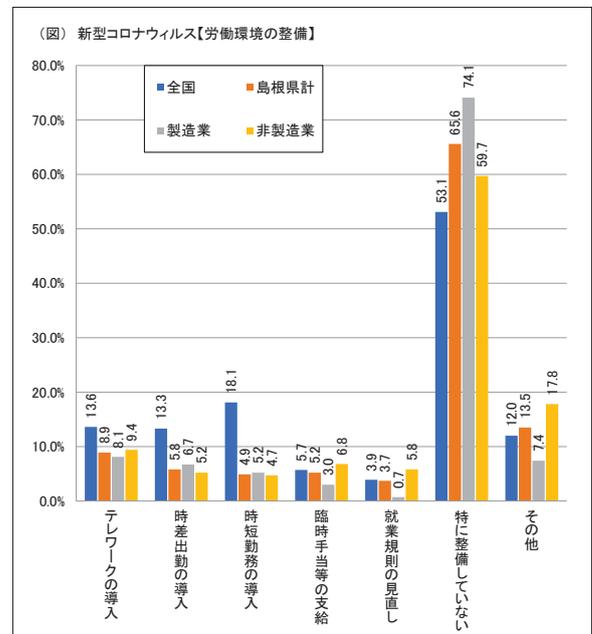


6-2. 労働環境の整備

新型コロナウイルス感染拡大への対策として、各事業所で実施した従業員の労働環境の整備について見ると、「特に整備していない」が特に高い割合を示す中で、島根県計が全国より12.5ポイント高くなっている。

「特に整備していない」について、島根県の製造業・非製造業の別では、製造業が非製造業より14.4ポイント高い割合となっている。

「テレワークの導入」・「時差出勤の導入」・「時短勤務の導入」について見ると、島根県計は全国より「テレワークの導入」では4.7ポイント、「時差出勤の導入」では7.5ポイント、「時短勤務の導入」では13.2ポイント、それぞれ低い割合となっている。

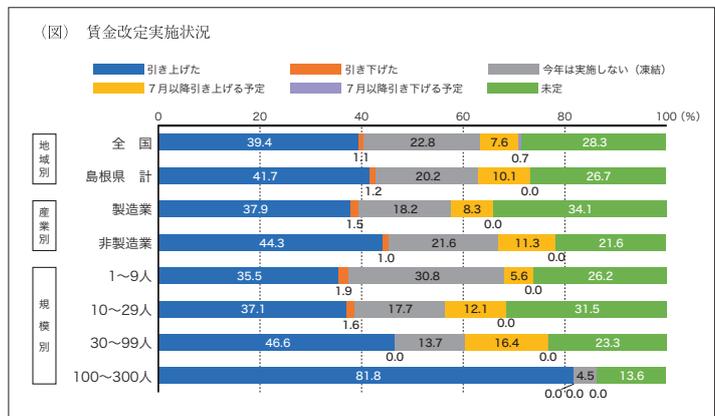


7. 賃金改定について

令和2年1月1日～7月1日の賃金改定の実施状況について見ると、総じて、「引上げた」という割合が高く、島根県計は全国より2.3ポイント高くなっている。島根県計と全国を比べると、「引上げた」が2.3ポイント、「7月以降引き上げる予定」が2.5ポイント、島根県計が全国より高くなっている。

島根県の製造業・非製造業の別では、非製造業が製造業より、「引上げた」が6.4ポイント、「7月以降引き上げる予定」が3.0ポイント、それぞれ高くなっている。

島根県の従業員規模別では、従業員規模が大きくなるほど「引上げた」の割合が高くなっている。



2021年4月より 「36協定届」が新しくなります



特定社会保険労務士
村松 文治

《プロフィール》

- 【事務所】 社会保険労務士法人 村松事務所
【事業内容】 経営人事のコンサルティング、社会保険労務士業務、給与計算代行
【得意分野】 労務管理全般。特に就業規則や各種助成金の申請、雇用管理・労災の相談については専門。
【連絡先】 松江市学園南1-2-1くにびきメッセ(西棟)6F
TEL : 0852-29-0558 FAX : 0852-29-0559

◆改正の内容

改正内容は、大きく2点あります。

- ① 36協定届における押印・署名の廃止
- ② 36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設

◆36協定届における押印・署名の廃止

労働基準法施行規則等の改正により、使用者の押印および署名が不要になりました（記名は必要）。

*36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印または署名など）により36協定を締結すること

◆36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設

労働者代表（事業場における過半数労働組合または過半数代表者）についてチェックボックスが新設されています。

*過半数代表者の選任にあたっての留意事項

- 管理監督者でないこと
- 36協定を締結する者を選出することを明らかにしたうえで、投票、挙手等の方法で選出すること
- 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

◆新旧様式の届出の適用

2021年3月31日以前であれば、4月1日以降の期間を定める協定であっても、原則、旧様式を用いることとなります。しかし、新様式を使用することも可能で、その場合は、協定当事者の適格性にかかるチェックボックスにチェックする必要はありませんが、使用者の記名押印または署名が必要となります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、3月31日以前であっても、使用者や労働者の押印または署名がなくても提出することができます。

また、4月1日の施行日以降であっても、当分の間旧様式を用いることもできます。その際の留意点は次のとおりです。

- 旧様式の押印欄を取り消し線で削除する
- 協定届・決議届については、旧様式に、協定当事者の適格性にかかるチェックボックスの記載を直接追記する、または同チェックボックスの記載を転機した紙を添付する（チェックボックスにチェックがないと、形式上の要件に適合している協定届・決議届と認められませんので、注意が必要です）

※新様式は以下のURLからダウンロードして使用できます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/index.html>

【厚生労働省リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000708408.pdf>

やさしい

法律コラム

第4回 企業・組合と民法改正④ ～契約不適合責任～



弁護士・中小企業診断士
遠藤 郁哉

《プロフィール》

【事務所】松江ちどり法律事務所

【略歴】京都大法学部卒、京都大法科大学院修了。京都大非常勤講師などを経て、日弁連消費者問題対策委員会副委員長（消費者教育・ネットワーク部会長）、鳥根県弁護士会消費者問題対策委員会委員長。

1 瑕疵担保責任から契約不適合責任へ

法律用語の中には耳慣れない難しい単語があります。「瑕疵担保（かしたんぼ）責任」は、その代表例ともいえるでしょう。

瑕疵（かし）とは、簡単に言うと物の不具合のことであり、その物が通常備えるべき品質を欠いている状態をいいます。そして、瑕疵担保責任とは、売買の目的物に隠れた瑕疵が存在していた場合に、売主が買主に負うべき責任をいいます。

今回の改正により、民法から「瑕疵」という言葉が消え、代わりに「契約に適合しないもの（契約不適合）」という概念が登場しました。また、併せてその内容にも大きな変更が加えられました。

2 これまでの瑕疵担保責任

改正前民法では、瑕疵担保責任は「特定物」の売買だけに適用され、大量生産された製品のような「不特定物」の売買には適用されませんでした。

また、買主の救済手段も限定されていました。すなわち、売買の目的物に隠れた瑕疵があった場合、買主はその契約を解除するか、損害賠償を請求することしかできず、不具合の修補や不具合のない物との交換を認める規定はありませんでした。

その理由は、「特定物」に関する考え方に由来しています。特定物売買とは、ある具体的に特定された物を売買の目的とするものです。そのため売主は、具体的に特定された「その物」を引き渡せば義務を尽くしたことになり、「その物」の品質の良し悪しは契約の内容になりません。そうすると、「その物」に不具合があっても債務不履行にはあたらず、買主は修補も交換も求めることができません。瑕疵担保責任は、こうした場合に売主に特別の責任を認め、買主に一定の救済手段（解除、損害賠償請求）を与えるものと理解されました。

しかし、特定物の売買だからといって、不具合のあ

る物を引き渡しても債務不履行にならないという考え方には批判がありました。今回の改正では、そうした考え方の根本が改められたのです。

3 これからの契約不適合責任

改正民法では、契約不適合責任は、特定物・不特定物を問わず適用されることになりました。また、売主が種類、品質及び数量に関して契約の内容に適合した物を引き渡す義務を負うことを前提に、引き渡された物が契約の内容に適合しない場合、買主は、売主に対し、これまで認められていた契約の解除と損害賠償請求に加えて、追完請求と代金減額請求ができるようになりました。

追完請求権とは、契約で定めたとおりの物の給付を求める権利であり、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しを求める権利をいいます。また、代金減額請求権とは、追完を催告したにもかかわらず、追完がなされないときに、契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求する権利をいいます。

なお、買主は、目的物が契約の内容に適合しないことを知った時から1年以内にその旨を売主に通知しなければ、契約不適合責任を追及できなくなるので注意が必要です。



防災マニュアル策定による人材育成の実施

協松江卸センターでは、令和2年度業界別持続化支援事業の「人材育成事業」を活用し、組合における防災マニュアル作成を通して、各組合員の事業継続に向けた防災意識を高める人材育成について取り組みました。

自然災害が年々増加している現在において、これからの事業継続を考えた際、災害時の対応を予め検討することは重要であり、また一人ひとりの災害時における防災意識を日頃から高めていくことも必要です。今回策定された防災マニュアルは今後も改良を重ね、組合で活用をされていきます。



女性協議会

鳥根県知事との意見交換会（令和2年12月12日・サンラポーむらくも）



鳥根県知事と鳥根県中小企業団体女性協議会役員で、各企業の女性活躍に関する取り組み内容や状況、その他コロナ禍における取り組み内容や問題点等について意見交換を行いました。各社で行っているコロナ禍での取り組みは参考になるものも多く、また、鳥根県知事には様々な意見に対して真摯にご対応いただきました。

とても充実した意見交換会となり、今後も引き続き、鳥根県知事をはじめ行政との意見交換の場を設けていきたいと考えております。

協同組合鳥根県鐵工会青年部会

「組合青年部研究会」（令和2年12月16日・松江エクセルホテル東急）

令和2年度「組合青年部研究会」で事業採択された協同組合鳥根県鐵工会青年部会による「SDGs勉強会」が開催されました。第1部は(株)澤寿運輸 代表取締役社長 澤田健吾氏を講師に、カードゲーム「SDGs2030」を用いてSDGsについて体験的に学びました。第2部は、テラオライテック(株)代表取締役会長 寺尾忍氏より、同社がカンボジアで行うSDGsの活動についてご講演いただきました。当勉強会により、SDGsが目標とする「持続可能な開発目標」について考える契機が創出されました。



エコアクション21セミナー

SDGs×企業 ~SDGsで会社の未来を考える~（令和2年12月22日・朱鷺会館）



鳥根大学大学院 教授 松本一郎氏を講師に迎え、エコアクション21認証取得企業を主な対象に「企業とSDGs」をテーマとしたセミナーを開催しました。講演ではSDGsを、強力な経営ツールと認識し、いち早く取り組むことの重要性について解説をいただきました。後半は、参加者同士で自社における環境活動の実践について、情報交換・ディスカッションをワークショップ形式で行い、活発な意見交換が行われました。

第2回やさしく学ぶ女性塾（令和3年1月18日・ホテル白鳥）

「発想の転換を恐れない！～企業が生き残るカギ～」と題して松江商工会議所名誉会頭 古瀬誠氏にご講演いただきました。

経営者として地方銀行の在り方に妥協せず、既存の発想を覆す多くの取り組みを創意工夫という信念のもと実行されてきた古瀬氏の地域への愛情に、参加者一同大変感銘を受けました。

会場及びオンライン参加者からの多くの質問に対しても丁寧にご回答いただき、続編を希望する声が多数ある中、盛況裡に終了いたしました。



令和2年度 小規模事業者連携促進事業

グループを"Switch" 組織化・法人化に向けた講習会

令和2年度小規模事業者連携促進事業「グループを“Switch” 組織化・法人化に向けた講習会」を1月20日・26日の2回にわたり、Web会議サービスZoomを活用し、オンラインで開催いたしました。

1月20日の第1回では、静岡県藤枝市の産業コーディネーター・中小企業診断士 村松晴義氏より各法人形態の特徴や事例についてご説明をいただき、1月26日の第2回では、ライフスタイル協同組合 代表理事 船崎美智子氏より組合の活動事例や女性の活躍、ソーシャルビジネスについて事例発表をいただきました。



組合青年部連合会

オンライン動画配信セミナー

組合青年部連合会では新型コロナウイルスの影響により、止む無く今年度の県大会及び記念講演等の関連行事を中止とし、代替企画として動画配信によるセミナーを実施しております。講師には弁護士、社会保険労務士、不動産鑑定士といった各分野の専門家の方々をお招きし、実務的な内容のセミナー動画をYouTubeで配信中です。（閲覧期間：令和3年3月末まで）

